

平成29年第3回広尾町議会定例会 第3号

平成29年9月12日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員(13名)

1番	浜野隆	2番	萬亀山ちず子
3番	北藤利通	4番	前崎茂
5番	志村國昭	6番	山谷照夫
7番	星加廣保	8番	渡辺富久馬
9番	小田英勝	10番	小田雅二
11番	旗手恵子	12番	浜頭勝
13番	堀田成郎		

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	村瀬優
副町長	田中靖章
会計管理者	道淳一
兼出納室長	道淳一
総務課長	白石晃基
総務課参事	松田哲典
併総務課参事	西内努
併総務課主幹	折笠博和
併総務課主幹	山岸雄一
企画課長	長田吉弘
企画課長補佐	宝泉大
税務課長	西脇秀司
住民課長	齊藤美津雄
住民課長補佐	佐藤直美
兼住民課長補佐	村上洋子
保健福祉課長	山崎勝彦

兼老人福祉センター長	山	崎	勝	彦
保健福祉課長補佐	佐	藤	清	美
地域包括支援センター長	菅	原	樹	美恵
地域包括支援センター次長	金	石	輝	義
健康管理センター長	村	上	洋	子
兼老人ホーム所長	金	井	秀	司
特別養護老人ホーム所長	金	井	秀	司
農林課長	平		浩	則
兼町営牧場長	平		浩	則
水産商工観光課長	雄	谷	幸	裕
水産商工観光課長補佐	室	谷	直	宏
兼建設課長	小	川	浩	司
建設課長補佐	北	藤	盛	通
建設課長補佐	前	田	憲	一
建設課長補佐	寺	井		真
上下水道課長	小	川	浩	司
兼下水終末処理センター長	小	川	浩	司
港湾課長	小	川	浩	亨
国保病院事務長	森	谷		容
国保病院事務次長	今	井	啓	美
国保病院事務次長	齊	藤	裕	人
兼国保病院事務次長	渡	辺	將	義
	金	石	輝	

〈教育委員会〉

教 育 長	笹	原		博
管 理 課 長	山	岸	直	宏
学校給食センター所長	山	岸	達	也
ひろお幼稚園長	道		尚	子
社会教育課長	保	志		悟
兼海洋博物館長	保	志		悟
社会教育課長補佐	浜	頭		力
図書館長	奥	村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮	脇	昭	道
併 書 記 長	白	石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	菅 原 康	博

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下 利 夫
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美
事 務 局 長	早 川 修

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博
総 務 係 長	鎌 田 慎
総 務 係 主 事	林 菜 々 美

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、志村國昭議員、11番、旗手恵子議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、10番、小田^{おだ}雅二議員、発言を許します。

1、10番（小田^{おだ}） 一般質問をさせていただきます。

第1点目は、来年度に予定される開町150年記念事業についてお聞きします。

これに取り組むに当たって、その予算規模や内容等について伺うわけではありますが、今までの10年ごとの記念事業とは決別し、全く新しい意識でこれに対峙していくべきではないかと考えます。

私たちの国の現状については、申し上げるまでもなく、さまざまな問題が解決されることなく放置されていると言えます。格差社会、超高齢化社会、加速する人口減少、年金等の大幅なカット、子どもの貧困、福祉の切り捨て、あるいはまた気候変動による漁獲高の減少などと、数え上げていくと切りがないほどであります。また、JR北海道をはじめとする地方に対する破壊とも言える行為は、今後いろんな形で進んでいくと思われま

す。こういう中で、私たちの広尾町も行政改革という名のもとに、必要不可欠な事業が次々と先送りあるいは中止となっている実態があります。行政としての信頼は明らかに損なわれていると言わざるを得ません。私は、この150年記念事業をお祝い事として捉えるのではなく、私たちの広尾町を、私たちの地域を原点に立ち返りしっかりと見直していくことが、この場にいる行政の人々、そして議会に課せられた命題と言え

ると思います。厳しい目で今後の20年、30年を想定し、抜本的な対策を求めていく必要があります。「子孫に美田を残すな」という言葉がありますが、解釈はいろいろあると思いますが、このままでは美田を残すどころか、空き家と空き地ばかりの、インフラの整備もままならぬゴーストタウン化した小さな自治体の姿が見え隠れします。次の世代に残していく広尾町のよりよい姿を想起して、記念事業を考えている幾ばくかの予算も、町を維持するための具体的な事業や方策を考える方向に使うつもりはないか、町長にお聞きしたいと思

います。2つ目は、広尾町のホームページのリニューアルについての考えをお聞きしたいと思

私は、他町村のホームページと広尾町のホームページを比べてみましたが、もちろん限度はありますから、ほんの6つ、7つのホームページであります。広尾町のものは更新、改訂されていないこともあって、ややわかりにくい。このことについては、当面、改良の予定がないのか、改善の予定がないのかということについてお聞きしたいのと、また、幾つかの具体的な項目について詳しく聞きたいと思います。

行事カレンダーあるいは図書カレンダー、これらは一番普通の一般住民が必要とするものだと思いますが、これらの更新についての細かい具体的な規定、例えば何日前までにやるとか、あるいはまた次にAEDの設置場所の案内というふうにお手元の紙には書かれていると思いますが、これは大樹町のホームページにおいてはAEDの設置場所がはっきりと明記されています。これは大変重要なことだというふうに、私はこれを見て考えました。たしか広尾町の場合はないと思います。大樹の場合は、海岸地方に1つ、あるいはどここの小学校に1つ、消防はもちろん、あと役場その他がいつもわかりやすく書いてあるので、それをいつも見ると、大体ここここにあるということが住民の頭の中に入ってくると思います。普通、一般的に、わざわざホームページを開いてAEDがどこかというのは、時間があるときにはするけれども、普通はしないと思います。急いでいるときにこういうことをする時間はありません。その辺、やはりそれぞれ町の特徴があると思います。

また、広尾町の場合は、一般のホームページと比べ確かに、先ほど言いましたように、更新されていないこともあって、外国語での案内がありません。これらの項目についても、お答えいただきたいと思います。

3番目は、今回の北朝鮮のミサイル発射に伴うJアラートの作動、そしてそれに続く住民への情報の伝達についてであります。

広尾町においては、新聞報道等でわかってはいますが、いま一度、具体的にどのような過程でJアラートからスタートして私たちが使っている無線に至ったのか、その辺を克明にお答えいただきたいと思います。

また、各自治体でうまく作動しなかったところがかかなりあったようですが、広尾町としては問題がなかったように思っていますが、そういうふう聞いておりますが、今回の実証実験とも言われるものを踏まえて、行政側として今後に生かせる教訓等あれば、それについてもお聞きしたいと思います。

以上3点、よろしく申し上げます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の開町150年記念事業についてであります。

来年予定している広尾町150年記念事業につきましては、現在、役場の内部におきまして、記念事業推進本部を立ち上げて検討を行っております。推進本部に記念式典及び表彰に関することなどを検討する総務部会、また、イベントに関することなどを検討する事業部会を設置して、具体的事

項について協議及び検討を行っております。

スケジュールといたしましては、10月末までにそれぞれの部会での検討を終え、11月に記念事業を決定する予定となっております。

内容等につきましては現在検討中でありまして、町民の方々とともに進め、記憶に残る事業を実施していきたいと考えているところであります。

2点目のホームページのリニューアルについてであります。

ホームページのリニューアルにつきましては、平成18年に最後にリニューアルをしていたところであり、今後の改正につきましては、なかなか厳しい財政状況等もあり、当面につきましては全面改良については困難であると思っております。

また、全面改良が困難な場合の具体的な質問がございました。行事カレンダー、図書館カレンダーの更新についてであります。現在、毎月1日に更新をしているところであります。

また、AED設置場所の案内につきましては、設置場所マップの登載に向けて、現在、事務的な作業を進めているところであります。

次に、外国語での案内につきましては、システム上で多言語対応が今なされていない状況についてであります。このシステムを更新するには多額の費用がかかるところであります。現在ではそのような予定がないところであります。

次に、ミサイル発射についての対応についてであります。

本町におけるミサイル発射の情報につきましては、Jアラートにより自動起動した防災行政無線及び携帯電話のエリアメールでの、町民の方々に対し2回情報伝達を行ったところであります。1回目は午前6時2分、そして2回目は午前6時14分にそれぞれ放送し、発信をされたところであります。防災行政無線及びエリアメールのいずれにおきましても、Jアラートより自動起動しているため、消防庁より発信された内容を伝達しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 1つ目の150年記念事業についてですけれども、行革等の動きあるいはその前から先送り等の事業が大変多くなってきて、財政的にかなり逼迫しているという状況、その状況については町長も町民に対してそういうふうには言っております。

ですから、いろんな対策の中で、この記念事業については当初考えていた事業を縮小して、私が今述べたような形で20年、30年先のことを見据えて、私たちが今ここにいる時点では、この町はまだこれでいいのかもしれないけれども、先達までにならないですけれども、私たち、ここに責任ある立場で町の将来を考えたときに、やはりかなり実質的な、具体的なことでお金をかけるものがあるならば、その分少しでも削れるものは削ってということで、つまりこの予算についても、縮小できるものは、お祝い事的なことは少しやめて、より町の将来を考えた形で予算執行していただきたいと思っておりますけれども、縮小、縮減していくつもりはあるのか、ないのかということと、あとイベント

等についても、幾つか前に聞いたことがありますけれども、それについてはもう一度精査して、あるいはそれについては住民にアンケートを聞くということにもならないかとも思うけれども、できればそれをしてほしいし、また、庁内部でもう一度再検討、全職員から「これは」あるいは「これは絶対」とか、いろんなやっぱりそれぞれ違うと思うのですけれども、その辺もう一度、確認作業的な形でこの事業について検討いただきたいと思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 150年の記念事業について、いろいろ議員のほうからお考えも、そしてご意見もいただいたところであります。

やはり10年、10年のそれぞれの節目というのがあるのですが、150年というのはまた一つの節目として大きな節目だというふうに考えているところであります。昨今のいろんな社会経済情勢等々、そして行革などを考えると、今、議員がおっしゃった視点、大事な視点だというふうに思っております。

私どもも、まちづくり計画で予算計上はしておりますけれども、やはりできるだけお金をかけずに、そして何よりも議員がおっしゃったように、広尾町のこれからの将来を見据えた取り組みがなされるべきだというふうに思っております。それはお金をかけるのではなくて、町民の皆さま方が将来を考える機会をつくること、これはお金をかけなくてもできるわけありますから、そういった事業を盛り込んだ内容にしていきたいなというふうに思っているところであります。

この150年を迎えるに当たりまして、これまで本町の歴史、それから伝統などに住民が目を向けて感謝をしながら、そして将来に向けてみんなで何をすべきかを考える大きな機会にしていければというふうに思っているところであります。議員がおっしゃったように、でも式典等である程度の事業費がかかるわけありますけれども、最小限に抑えながら、そういった趣旨の事業を盛り込んでいきたいなというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） それについてはわかりましたので、よろしくお願ひしたいと思っておりますけれども。

次に、ホームページのリニューアルについて再質問させていただきたいと思うのですけれども、このホームページというのは、今の段階ではやはり全国の人が広尾町について知りたい、あるいは移住、あるいはいつごろ行ったらいいのか、いろんな情報を得るためには非常に大事なところだと思うので、この辺についてどのくらいの予算がかかるかということについては、ある程度もう既に把握してあるのかとは思いますが、やはり今のところ予定ないというのは、ちょっと危ういというか残念過ぎると思うのです。

ですから、もし全面改良、全面改定しないにしても、やはりある程度チェンジというか、見やすく変更できる場所はあると思うのですけれども、その辺について、いわゆる若い人ばかりではな

いですがけれども、こういうホームページあるいはネット関係について詳しい人はたくさんいると思うので、その辺の人たちがひとつ部会なりをつくって、ここは直せる、直せない、その辺をちょっと至急やっていただきたいと思うのですけれども、その辺について1つお聞きしたいのと、それとカレンダー関係は毎月、例えば今9月ですけれども、9月のカレンダーは9月の1日にできるということですか、新しいやつ。

例えば9月の8日、9日に健康診断か何かがあったとしたら、それを時間とかそういうのを確定というか確認したいとして見るときには、いつが一番早く見られる時期なのか。今、聞いたのは、何か月末にというのではちょっと。私も実際これはほかのカレンダーと比べて、大体みんな1週間から15日ぐらい前にもう既に改訂されているのですけれども、残念ながら広尾の場合はすごい遅くて、こんなに遅くていいのかなと思ったことがあります、それで規定というか内規というか、このカレンダーの作成についていつまでやるとか、ある程度の基準みたいなものがあると思うので、それをちょっと教えていただきたいと思います。

それと、今、このホームページのことで私、きのうもちょっといろいろ調べていたら、うわさには聞いていたのですが、町長は福岡県のLINEの公式ページというのを見たことがありますか。

(「ないです」の声あり)

ないですか。私もほんのこの1日、2日の間に見てきたのですけれども、LINEというのはすごいどんどん増えて、もう今、何千万人、国内で利用しているという方が多いというふうに聞いていますけれども、自治体の場合は公式アカウントというのですね、それは無料で使えるのですね、やっぱり公だということ。

それで、かなりもう自治体で40~50、まあ30かな、ぐらいたしかもうやっていて、福岡県が最初で、福岡県の場合は無料のレベルよりもかなりプラスして、ほとんどホームページが中に入っているという格好でやっているのです。ですから、あの制作というのはそんなにかかっているとは思いませんけれども、とにかく物すごいです。そして、私がちょっと前に、最初の一月か二月前のホームページでその数を見たときには、1万7,000~1万8,000だったのですけれども、きょうの朝見に来たら何と会員数はもう20何万人が登録しているのですね、そのアプリに。ですから、多分ほかの興味ある人たち、全国から見ていると思うのです。

ですから、これについては金額的にほとんどかからないというふうに思いますし、ぜひともこれは、このITの時代というか、AIの時代というか、すばらしいことがかなり安くできるし、非常にすごいことだなと思いますので、ぜひともこれ、私も見たばかりですけれども、見ていただくと、防災関係もすぐできますので、これについては検討の余地は大いにあると思うので、その辺ちょっと考え方というか、とにかくやってほしいと思うので、その辺について確認というか、教えていただきたいと思います。

そして、今言ったLINEの公式アカウントについては、次の質問にもちょっと住民への周知ということで、また違う角度で聞きますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、2番目の質問といたします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） ホームページ、やはり大事なツールだというふうに、私も認識をしているところでもあります。

なかなか全面的なりリニューアルができない現状であります。しかし、全面的なりリニューアルをする場合は結構お金がかかるのですけれども、今、議員おっしゃったように、部分的にレイアウトを変えたりすれば、幾ばくかのお金はかかるのですが、そんなに全面的なりリニューアルするよりはかからないというところがございます。

また、質問の中であって、例えば自分たちで簡単に随時更新できるシステムとして、今、CMSという、そんなシステムなどもそれぞれ導入をして、それには外国語対応だとかできるシステムになっているのですが、そういうシステムを入れれば自分たちで思うようにレイアウトもできたり、常時発信をしたりできるわけでありまして。どういう形ができるかということも職員ともども、こういうところにたけている職員がいますから、それぞれ研究をさせていい方向に向けていきたいなというふうに思っているところであります。

また、LINE等についてのお話がありました。FBとは違うのでしょうか。フェイスブックのことではない。

（「違います」の声あり）

ないですね。はい、わかりました。ちょっと私も認識不足で、随時また勉強させていただければというふうに思っております。いずれも広尾町を発信するには、ホームページ、大事な分野でありますので、しっかり対応させていただければというふうに思っております。

失礼しました。答弁漏れであります。

予定の更新でありますけれども、毎月1日に更新をしている部分については、翌月の予定を前の月の1日、8月1日に9月分の予定を発信しているということでもあります。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田雅二議員。

1、10番（^{おだ}小田） 3番目のアラートの件なのですけれども、ちょっと確認したいのですけれども、道のほうからファクスは広尾町にも来たのですかね。そして、それには訓練と書いてあったのですかね。そういうのが来たという報道を私も見て……、そうなのでしょう。

（「来ました」の声あり）

それで、北朝鮮がミサイルを飛ばして襟裳の上を飛んでいったということもびっくりしたけれども、北海道庁からこうやって訓練というのは、本当のときにそういうのが来るというのもすごいびっくりしたのですけれども、まさかこんなびっくりすることを、広尾町ではなかったわけけれども、今回いろんなところでアラートが鳴らなかったりとか、あるいはシステムがアラートから自動的に防災無線に流れるのが流れなかったりとかいうことがあって、非常にうまくいくときうまくいかないときがあるのでは大変なことだし、広尾の場合はたまたまうまくいった、たまたまではな

くて最初からそういうふうなということでもいいのだけれども、やはりメンテナンスとか、これも年に1回はもちろん実験なりをしてやっていると思うのですけれども、それはもちろん徹底してやっていただいて、あと私が先ほど言ったように、他の町村でおかしくなったところを自分のことのように考えてやっていただかないと大変なことになると、それともう一つ、これはこの情報が来ることに関するところでちょっと聞きたいのですけれども、国会では、当日朝早くアラートが来たけれども、総理大臣は前の日から知っていたということが、もうかなり否定していないことから間違いない事実なわけですよ。

そうすると、私も、これはもし日本国の首相であれば、例えば前日来る予定があるからといって、あした飛んでくるかもしれないぞみたいなことを国民に言うことで、パニックになったりする可能性も確かに考えてしなかったといえ、そういう理由も成り立つのかもしれないけれども、その辺については知っていた、知らないことを言っていないからわからないですけれども、恐らくそういうことも考えたのであろうと思うけれども、実際に今回ミサイルを飛ばして直接どこかの地域にどーんと来たら、これは大変なことですが、今回のように威嚇的な形で飛ばしているということがあった場合、特に広尾町の場合は海のほうに出ている船関係なんかもあったりすると非常に危険ですし、もし国が前日来にアメリカの偵察衛星を通してミサイルを上の方を持ち上げてどこか角度を狙い始めたということがわかれば、当然、次の日あたり危ないなということになるわけで、そのことについては、今回こういうことがあったので、2回目の次回からは、例えば今準備中みたいなことを国がやはり教えてくれるほうがもちろん当然いいと思うのです。

ですから、その辺については、町長のほうには連絡来ていないわけでしょう、もちろん。それは来ていないですね。自治体として、やはり町村会あるいは道で、これについては大変な問題だし、いろんなことが検討されるかと思うのです。やっぱり前日に知らせるべきだ、知らせるべきでない、いろんな角度からやって検討して、ぜひともこういう最大の危機に対してきちっとした対応を国に促すように私はやっていただきたいと思います。そのことについて、町長はどのように考えるのかお聞きしたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） Jアラートの関係についてのご質問を受けましたわけでありまして。

今回のシステム、本町、稼働したわけでありまして、システムでいけば、内閣官房が武力攻撃等に関する情報を得たときに、消防庁の送信システムにまずデータを送って、そこからインターネットだとかL G W A N、また、人工衛星等を通じて各市町村の受信機、Jアラートの受信機があるわけでありまして、そこで感知をし自動的に、広尾町でいけば個別の各受信機に流れる、それから拡声器に流れるということでありまして、本町、それは設置しておりますので、作動したというところでございます。これは、年1回、国のほうにおいて作動するかどうか確認をしているところでありまして、本町においても、昨年、点検をしているところでありまして。

そういった周知のシステムについては以上であります。

また、今後の対応等につきましての情報伝達の関係でありますけれども、今のところ私たちが新聞、テレビ等で情報を得ているような対策を講じる以外にないわけであります。

例えば、今回、ミサイル発射後に次の行動を起こすのではないかと新聞報道等と言われて、特に建国記念日に何かやるのではないかというふうな情報が出ました。本町といたしましては、それぞれの危機管理の対策課においては、日曜日だったのですけれども広尾町に待機するようという、そんな態勢もとったところでありまして、自宅待機でありますけれども、もしくはすぐ連絡がとれて駆けつけられる態勢という配備をとったところでありまして。

なかなかやはり、事前に連絡をもらえれば一番いいのですけれども、議員がおっしゃったようにいろいろな混乱等が発生するのではないかというふうに思いますけれども、でも最小限度の情報はそれぞれの自治体に連絡がとれるような、そんなことが望まれるところだというふうに考えております。

1、議長（堀田） 次に、4番、前崎茂議員、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

1つ目は、「核のごみ」処分最適地にノーをということで質問いたします。

政府は7月28日、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分に適した地域を示した日本地図「科学的特性マップ」、いわゆる核のごみマップを公表しました。

火山や活断層が周囲になく海岸からも近い、処分場の候補地となり得る最適地と分類した地域は、国土の3割が該当しております。加えて、海上輸送に都合がよく海岸から20キロ以内の地域を輸送面でも好ましい地域としており、十勝管内でも本町をはじめ幕別、浦幌、豊頃、大樹町の5町が最適地とされております。

「核のごみ」は、まさしく「トイレなきマンション」と呼ばれる原発の行き詰まりの現状をあらわしております。

政府の最終処分地候補になり得る今回の公表は、国が前面に立つとして2014年、平成26年4月にエネルギー基本計画が示された、地方への核のごみの押しつけではないかとの指摘もあります。

核のごみは、原子力発電所の使用済み核燃料の再処理で、ウランやプルトニウムを取り出した後に残る高レベル放射性廃棄物で、10万年にわたり強い放射能を出すため、政府はガラスとまぜて固体にし、深地層に埋めて最終処分をするとしております。

政府は、2002年に核のごみ最終処分場の公募を始めたところ、2007年に高知県東洋町が応募をしましたが、議会や住民の反対を無視した町長に批判が強まり、辞任をいたしました。結局、3か月後には応募を取り下げた経緯があります。その後、応募の意向について、幾つかの自治体を取り沙汰されましたが、その都度、住民の反対で応募には至らず、一向に進まないまま今日まで来たところでありまして。

そのような状況のもとで、現在、国内の原発に保管されている使用済み核燃料は約1万8,000ト

ンに達し、原発の再稼働などで今後さらに増加することが予測されるところであります。

したがって、政府としては「核のごみマップ」の公表した後、事業主体の原子力発電環境整備機構とともに候補地選定を進めたいとしております。文献調査2年、概要調査4年、精密調査14年の3段階の調査を20年かけて行い、候補地を絞り込むとしております。政府は、第一段階の文献調査に依るだけで自治体には2年間で最大20億円を交付するとしております。金で誘導することは容認できるものではありません。

さらに、政府・経済産業省は、処分地選定の進め方について理解が深まり、誇りを持って調査を受け入れてくれる自治体があらわれてくることに期待をしたいとしております。しかも、経産省は、早ければ今年9月以降、最適地である地域で重点的に住民向け説明会などを開き、地質調査などにも理解を求めるとしております。

10万年近くも危険な放射能を出し続ける高レベル放射性廃棄物の最終処分地の受け入れは、到底、容認できないものであります。核のごみを増やし続ける原発再稼働をやめることが先決であります。ほかの市町村とも連携して国に対し正式に処分地受け入れを拒否するとともに、あわせて住民説明会の開催及び地質調査なども必要がない旨、通知をすることも肝要であると思っておりますが、町長の見解を求めます。

2点目は、日欧EPAの影響試算と対策についてであります。

7月6日、ベルギー・ブリュッセルで、安倍首相は、EU（欧州連合）のトゥスク大統領、ユンケル欧州委員長と共同記者会見を行い、日欧経済連携協定（日欧EPA）交渉の大枠合意を発表いたしました。

多くの国民や農業関係者の反対の声を無視し、交渉経過や影響試算を一切明らかにしないまま大枠合意に至ったことは認めがたいものであります。

日本と欧州連合（EU）は、世界の人口の1割、国内総生産（GDP）の3割、貿易では4割を占めており、TPPと並ぶメガ自由貿易協定となると言われております。政府が発表した合意内容によると、全部で27の交渉分野に及び、国民生活全般に影響をもたらすと懸念されております。とりわけ農産品分野では、日欧EPAではTPPでさえ守ったカマンベールチーズなど、ソフト系チーズも初年度2万トン、16年後には3万1,000トン、関税輸入枠を設定いたしました。また、関税を今の29.8%をゼロにすることや、世界的に競争力のあるワイン、パスタ、木材などの関税を撤廃するなど、TPPを上回る内容となっております。

北海道大学の小林国之准教授は、国産チーズの生産量が4万6,000トンに対し3万1,000トンの輸入枠は国産生産量の約7割、67%になりますが、この設定は相当大きな規模であり、EUから関税のかからないチーズが輸入されることとなる、日本人好みの製品を開発し積極的に進出してくるだろうと懸念をされております。さらに、EPAによってEU産チーズとの価格競争が激しくなると同時に、EUからチーズの加工原料を安く仕入れできることとなり、乳業メーカーが国内乳価の引き下げにより酪農家の収入減となり、経営が厳しくなる可能性があるとして指摘しております。

一方で、EU欧州委員会は、対日輸出に関し、チーズや肉類などの農産加工品の輸出が最大180%、金額で100億ユーロ、1兆3,000億円増えると見ており、EUの農村部は大きな成果があると農

業担当委員は表明しております。

また、肉類関係では、豚肉の低価格帯の関税を現在の1キロ当たり482円を、10年かけて約1割の50円までに段階的に引き下げる内容となっております。牛肉では現行38.5%の関税を段階的に引き下げ、16年目には9%まで下げるとしており、十勝の酪農及び畜産にとっては避けられない問題であります。

東京大学の鈴木宣弘教授は、大手乳業メーカーは50万トンの国産チーズ向けの生乳が行き場を失い、北海道生乳が本州に押し寄せ、飲用乳価が下がり、共倒れになるのではないかと懸念を示し、さらに日本の食と農と暮らしの将来を犠牲にしたツケもはかり知れないと指摘をしております。

もともと日欧EPA交渉は2013年、平成25年から始まり、2015年中の大筋合意を目指していたものであります。しかし、農産物や自動車などの関税で隔たりが埋まらず、目標年限をさらに1年先送りしても合意できないでいたものであります。ところが、今年に入ってから大枠合意に向けて急展開しましたが、TPPの大筋合意と比べて粗略なものと言われております。

政府はこの秋に影響試算を公表するとしておりますが、日本農業新聞で、政府は影響試算の公表を急ぐべきだ、政府が行うべきは過小評価することなく、ありのままの影響試算を公表することと論評しております。また、北海道農業の衰退の懸念とあわせて、食料自給率の低下も不安であると言われております。

TPPの際には、自治体独自の影響試算を行った例もありますが、日欧EPAでの本町の影響試算はどのようにされているのか、また、今後の対策について町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 前崎議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の核のごみ処分についてであります。

高レベル放射性廃棄物の科学的特性マップにつきましては、最終処分場に関する国民の関心や理解を深めることを目的として政府が示したものであります。

高レベル放射性廃棄物の最終処分については、一たび事故が起きると二度とその土地に住むことができなくなるおそれがあるところであります。本町のあずかり知らぬところで高レベル放射性廃棄物の最終処分地の候補地となることはもちろん、地質調査の対象地となることはないものと考えております。管内においても、ほかに最適地として選定された地域と連携しながら、最終処分場の受け入れを断固反対をしていきます。

また、あわせて、今後、国からの説明、情報提供があった場合には、速やかに議会、町民の皆様にご公表していきたいと考えております。

2点目の日欧EPA大枠合意の影響と対策についてであります。

この内容等については、議員がご説明をいただいたとおりであります。この国際交渉等については利益と損失の両面があるわけでありすけれども、損失面において大きな影響があるところでもあります。

議員のお尋ねにありました、今回の大枠合意に対し本町独自の影響試算ということでもあります。議員からもありましたように、政府においては、EUとの経済連携など国際交渉を進めるところでありますけれども、交渉の具体的な内容は明らかにされておりません。また、今月に入り、北海道が中間まとめを行った旨の報道がありました、やはり具体的な内容は示されておりません。

EPAの影響については、長期に及ぶ中で今後も状況の変化や新たな課題が明らかになるところも考えられるところでもあります。国においては、この秋に農業支援を柱とする国内対策をまとめ、その効果を折り込んだ影響試算が公表されるということもあり、町といたしましては最終的にどのような展開になるのか、まずはそこをしっかりと見ていき、今後とも町村会あるいは農業団体などと十分連携をとりながら、本町への影響について継続的に把握、分析をしまっている考えであります。

また、今後の対応についてでありますけれども、いかなる国際交渉にあっても、基幹産業である農林水産業が再生産が可能で将来にわたって持続的に発展していくことが何より重要と考えているところでもあります。今後とも国際情勢や国の動きなどを注視するとともに、引き続き関係団体と一体となって、国に対し万全な対応を強く求めながら国費事業を積極的に活用し、収益性の高い力強い第1次産業づくりに向けた必要な対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 核のごみの最終処分地の部分でありますけれども、受け入れについては断固反対ということでもありますからあれなのですけれども、今回のこの新聞報道、政府・経産省が一方的にマスメディアを通じて公表したものでありますけれども、今のメッセージをやっぱり広尾町として、広尾町独自といたしますか、他の町村あるいは北海道全体としてあれですけれども、国に対してしっかりと発信をしていかなければならないのではないかとこのように思うわけでもあります。

所管課のほうにお尋ねしますと、いわゆるこの核のごみの最終処分地については正式に経産省からも通知をいただいているというふうなことから、どういう形がいいかということについては具体的なお話はいただけなかったのですけれども、いずれにいたしましても国に対しては正式な何らかの形で広尾町のメッセージを発信すると、そういったことが必要ではないかと思っておりますけれども、その点についてお答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 核のごみの処分場に関しては、以前も議員さんのほうから質問があつて、そこでも明確に断固反対、容認ができないという答弁をさせていただきました。この広尾町議会で一般質問を受けて答弁をしているということは、国内外にわたってそれぞれ広尾町が反対の表明をしたという点でご理解をいただければというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

再開します。

4番、前崎茂議員。

1、4番（前崎） 先ほどの質問の中でも触れましたけれども、高知県の東洋町、ここは人口3,500人、予算規模が約20億円程度なのですね。そういった中で、この町も非常に当時財政が厳しいということで、町の財政を立て直したいという思いから、いわゆる文献調査2年、それから概要調査4年、合わせて6年間で60億円の交付金をもらえるということで、町長が住民、議会に相談しないで手を挙げたということでもあります。

これは後日談ですけれども、文献調査なり概要調査をして、その後に住民投票をして反対であればそのときやめればいいのかというようなことで、それはできないだろうという論評をしていましたけれども、いずれにいたしましても、国はもうありとあらゆる手段でそういった形で積極的に応募してくる自治体を探しているという実態でありますけれども、実際なかなか、先ほども言いましたけれども、10万年にわたり強い放射能を放出するということですから、そういった自治体があられないということで、逆な言い方をすれば、この地図の公表について上からの押しつけを強める危険性もあるということが懸念をされております。

そういった中で、実は北海道にこれに関する条例がございます。「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」でありますけれども、「特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点では、処分方法が十分確立されておらず、試験研究を進める必要がある」として、「現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有しており、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れがたいことを宣言する」ということで、これは平成12年10月に公布されておりますけれども、やはり今回公表された中で、北海道はいわゆる人口密度が低い、それから過疎化が進んでいるというようなことを含めて、やはり人口密度の少ないところをターゲットにして国は今後進めるという、そういったものを危惧する部分もありますけれども、十勝は5町村でありますけれども、町村会あるいは北海道町村会ともども含めて強く国に対して、こういった断固反対の意思表示、発信をすべきでないかと思っておりますけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 繰り返しの答弁になろうかと思っておりますけれども、核のごみについては今までも、そしてこれからも受け入れは考えていないところでありますし、打診があったとしても断固反対を

貫いていく決意でございます。

このことも町村会等について反映をさせていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 今、この核のごみマップについては、いわゆる海岸から20キロの地域という形でありますけれども、実は産業技術総合研究所では、既に1月以降、地下350メートルの坑道などで地質や地下水の流れなどを調査していると。それで、より海に近い場所、さらには海底の下を調べる調査もするとして、陸から15キロ以内の沿岸海底下に核のごみの処分場を建設する案が有力視されていると。

なぜ海岸の海底かということと言いますと、陸地に比べて海底は地下水の流れが遅く影響を受けにくい、それから処分場を建設する場合、大半が公有地のため用地を確保しやすい利点があるというようなことで、現にそういった沿岸の地下水調査を含めて、これから海底下のそういったことを展望しながら調査研究をしているということでもありますけれども、広尾町は重要港湾十勝港ということで、冒頭申し上げましたけれども、非常に運用しやすいという、そういった部分とあわせて海底調査、こういった部分ではますます最適地の候補地として有力になるおそれがありますので、これらについてはあらゆる観点から、やっぱり例えば住民説明会にしても地質調査にしても、今から国、政府に対して行う必要ないというようなことを発信し続けることが必要だと思っておりますけれども、改めてお答えをいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 繰り返しになりますけれども、この核のごみの受け入れ断固反対の姿勢、今後も貫いてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 続いて、日欧EPAの影響試算、対策について、再質問をいたします。

この間の日欧EPAの関係で、多くの関係機関等から反対あるいは今後の北海道農業を危惧する、そういった声が出されております。

実際、十勝の酪農畜産対策協議会の会長であります坂井正喜JA大樹町組合長でありますけれども、チーズの輸入が増えれば国産チーズが売れなくなり、加工用の生乳が余る心配があると、北海道の生乳が本州の飲用向けに流れれば、新たな北海道と本州の競争になると、南北戦争になるというふうな言い方をしております。今の生乳の需給バランスで言えば、いつ余って生産調整になるかわからない、農家は生産量を増やすそういった規模拡大に投資をしていると、そういった意味では国はしっかりとした対策を進めてほしいとっております。

また、十勝町村会の会長であります高橋本別町長は、本場のヨーロッパからチーズを安く輸入され、十勝の生産現場を直撃すると、加工を含め広く十勝経済にかかわる問題であると、このように指摘をされております。

いずれにいたしましても、とりわけ酪農・畜産に関して北海道に大きな影響を与えるということでもありますから、そういった意味で、例えばあくまでも今回は大枠合意ということで、実際、協定発効までにはEU各国の承認が数年、4、5年かかるというふうに言われておりますけれども、その間に今回の部分について、例えば撤回を求める、あるいは対策を強く求めるなり、そういった動きがこれから必要になるかと思うのですけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） このEPAの関係につきましては、以前、TPPのときには、内容等が非常に不透明な中であっても、全国的な運動の中であってそれぞれ議論をされてきたところであります。今回のEPAについては、議論がないまま、情報提供もないまま、大枠で合意だという報道がされたところでありまして、困惑をしているところであります。

議員のほうからそれぞれ関係機関のコメントを発表されましたが、全く私もそのとおりだというふうに思っているところであります。こういったことにつきましても、今後も関係団体ときっちり情報交換しながら、それぞれ注視をしていきたい、このように考えているところであります。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） よく農家の皆さんがご購読なされています日本農業新聞、さっき一部紹介をいただきましたけれども、この中でもJA全中の奥野会長は、農業経営や生産基盤の確保の取り組みに影響が出ないか徹底した検証をすべきであると、国内農業がどのような影響を受けるのか徹底した分析のないまま議論を重ねても、効果的な対策を打てるのか疑問が拭えない、ましてや政府が今回の基本方針で打ち出した再生産可能な万全な対策は困難であるというような指摘をされております。

そういった意味では、農業関係者も含めて非常に懸念をしておりますけれども、やはり1次質問で言いましたけれども、いわゆる農業影響試算が先だということがまず大前提でありますし、これらをもとに今後こういった形で対策を講ずるのかとか出てくると思うのですけれども、これが秋口とか11月ごろというふうに使われているのですけれども、これらについてあと2か月ぐらいありますけれども、例えば、今、各団体の会長さん等々からいろんな懸念する声が出ておりますけれども、本町における産業団体との情報交換とか、そういった部分でどのような形で、現在、対策を講ずる、そういった協議をされているのか、この点についてもお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 対策等については、現在のところいろんな情報交換はしておりますけれども、具体的なこういう対策をするというところに至っていないところであります。

国におきまして、議員がおっしゃったように、いろんな影響試算、これはまだ出ていないわけでありまして、国の対策を待ってそれぞれ情報交換しながら対策を講じていきたいなというふうに思っているところであります。

何といたっても国際交渉でありますから、特に関税の部分、関税措置については、利益を受ける団体、品目もあるわけでありまして、また、損失を受ける面、議員が今おっしゃったように、農業分野で多くの損失を受けるだろうと影響が懸念をされているところであります。利益を受ける部分についてはいいのですけれども、損失を受ける部分については国がしっかりとした対策を示すこと、何よりだというふうに思っているところであります。しっかりと国が出す影響試算、影響等について、農業団体と連携をしながら対応してまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎茂議員。

1、4番（前崎） 日本経済全体で見れば、この日欧EPAを推進すべきという立場の方もおられますし、実際、EUに対する自動車の関税が10%ということで、例えばアメリカに対して現行2.5%ですけれども、それから見たらはるかに高いということと、韓国は既にEUとの関税ではゼロということで、そういった部分で、自動車産業にとっては、言ってみればこれを推し進めるという立場でありますけれども、いわゆる酪農・畜産農家の皆さんの立場から見れば、自動車ですとかそういった部分で農業が犠牲になるということは認めがたいということでありまして、とりわけここでは余り触れていませんけれども、食料自給率の低下も懸念されると。これについても、当然、試算はされておりませんが、やはり今一番問題になっている部分では、食料自給率の向上ということが我が国のそういった部分ではあるとは思っておりますけれども、それに逆行する内容であるということでもあります。

実は、広尾町も例えば生乳だけで言えば、昨年度ようやく6万トン近くになっております。5、6年前に5万トンを超えたという形で、今、毎年2トンから3トンずつ増加しておりますけれども、例えば十勝全体で見ると28年度では117万トン、全道では386万トンという形で、十勝も全道も含めて毎年2%前後の増加をしております。そういった意味では、先ほど言いましたように規模拡大をしながら生産量の拡大を図っているということでもありますけれども、これが先ほど言ったように、要するに欧州のチーズが入ってくれば当然国産チーズの需要が、消費が減少するわけですから、先ほど言ったように、加工用の生乳の50万トンの行き場が本州のほうに向かって全体の価格低下といえますか、そういったところに結びつくのではないかなと。

実際、欧州の委員会の方の発言では、現在やっぱり欧州のEUのチーズが関税がかかっていることで、現在は高級スーパーにしか出回っていないと、要するに富裕層しか買えない状況であると。これを関税がなくなることによって安くなれば、コンビニで置いていただけると。そうなれば、先ほ

ど言ったように、大幅な消費拡大、EUからの輸出拡大につながるというような言い方をしておりますし、そういった意味では、非常にとりわけ広尾町の場合は畑作の比重よりも酪農・畜産の比重が多いわけですから、他の町村から見てもその影響というのは非常に大きいのかなというふうに推測をするわけでありまして、そういった意味では高橋知事も本道農業への大きな影響を危惧していると、これからも本道の農業を守るために国に対して積極的に発信していきたいというようなことを述べておりますし、あと7月6日に大枠合意が発表されてから北海道議会でも日欧EPAに係る意見書、これ可決されておりますけれども、やはり広尾町の酪農・畜産にとって非常に大きな影響を受けるという部分では、これから対策も含めて非常に重要かと思うのですけれども、その点についてお答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） これらの関係につきましては、当然、容認できませんし、強く反対の姿勢、農業団体も示しているところでありまして、本町も歩調を合わせながらやっていきたいなというふうに思っているところであります。

また、当然これ発効がされれば、やはりTPPのときもそうでしょうけれども、国に対する対策等も求めなければなりませんし、また、農業者自身も、それぞれJAグループがいろんなところで懸念の対策として言われているところでありまして、優良乳用牛を増やしていただくか、それから国産チーズの競争力を強化するだとか、品質面も含めて、さらにはやはり厳しい状況のところには国のいろんな補填をさらに求めていただくかというところを農業団体も打ち出しておりますので、しっかり歩調を合わせながら取り組みをしていきたいと思っております。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、発言を許します。

1、11番（旗手） 初めに、国民健康保険の都道府県化の課題について町長に質問します。

2018年度（平成30年度）から都道府県化するための準備が進められています。

今年5月30日、道国保運営協議会が開催され、運営方針案が了承され、6月上旬に運営方針案を知事に答申、7月中旬に運営方針の決定、10月中旬に道議会で国保関連条例の制定、11月ごろに市町村の概算納付金の通知、2018年1月ごろ、各市町村へ確定納付金の通知、2月から3月、市町村議会で納付金を含んだ国保特別会計の決定、4月、都道府県化実施の予定となっているようです。

8月23日の議員協議会では、「納付金、保険税率」等は8月下旬に示される、「一般会計からの繰り入れ」については、道より赤字解消計画を立てるよう言われているとの説明がありました。

昨年12月に道が試算した、移管した場合の保険料がマスコミ報道されました。大きい市にとってはプラスになるが、小規模自治体の国保こそ困難になっていくことが予測される内容でした。

南十勝4町村では大幅増額を回避してほしいと道に要請行動をしたところですが、その後の動きは何も説明されていません。

今年6月に道庁からの情報提供を受けて、納付金等の仮試算をしたところの数字を見ると、2015年度、平成27年度賦課保険料と比較すると、2つの広域連合に加盟している21市町村を除いた全ての市町村で引き上げになるといいます。引き下がる場所は一つもないということです。昨年11月以降にも道は仮試算をしていると思いますが、町に対しどのような説明がされているのでしょうか。

道は激変緩和措置をとる計画とありますが、それも6年以内の解消を目途としていると聞いています。国も単年度赤字分と法定外繰入分の解消のため補填すると言っていますが、必要額に達していない不十分な額とも聞いています。これも6年以内の解消を目途としていると聞いています。6年以内で国保を取り巻く環境が大きく好転するなど考えられません。

国保は、国民皆保険を支える重要な制度です。しかし、加入者は、低所得なのに保険料が高過ぎるという放置できない課題を抱えています。かつては自営や農林水産業に従事する人が主に入っていました。今は無職が4割を超え、非正規労働者など、被用者と合わせると8割近くが低所得者で、加入世帯の平均所得は下がり続けているのに、保険料は大幅上昇する、それにも限度があるので一般会計からの繰り入れもして制度を支えている実態があります。

低所得者が入る公的保険は国庫負担で支えるのが本来のあり方ですが、政府は逆に1984年以来、国庫負担を減らし続け、さらに1年以上滞納した世帯から正規の保険証を取り上げる制裁の義務化まで行っています。国保法第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。」とあり、国保は社会保障制度です。

私は、昨年12月定例会に、国保制度の都道府県化による影響を町長に質問しました。保険料が上がり徴収強化が進むのではないかと、国や道の介入が大きくなるのではないかと、国保運営方針案策定に向けた道との協議内容はなど質問しました。その際、町長は、道移管後の保険料の試算について新聞報道で知った、非常に憤りを感じている。国庫負担の削減、そこにメスを入れないと解決しない話、国にしっかり要望することが大事だと答弁されました。

今はどうでしょう。保険料の試算も明らかにされていません。国庫負担の増額どころか、不十分な激変緩和措置も6年後にはなくすと言っています。

加えて、本町の行政改革推進計画では、国保税の所得割、均等割、平等割の税率の見直しにより、一般会計からの繰出金を減額するといっています。保険料の値上げを国保加入者にいつ、どのように周知するのでしょうか。説明も周知もおくれた都道府県単位化は延期すべきではないでしょうか。一般会計からの繰り入れは継続し、国保税の引き下げ、国庫負担の増額を求めるべきではないでしょうか。お答えください。

次に、季節労働者の冬期間の仕事づくりについて質問します。

季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える冬期援護制度が廃止され、通年雇用促進事業が実施されましたが、通年雇用が促進されたとは言えない内容となっています。そのことから、十勝管内では季節労働者の冬期雇用対策を町独自で実施をしているところです。

本町でも、平成20年度に307万円、延べ120人分の事業を実施、平成23年度当初予算に430万円、延べ152人分の事業費が計上され、仕事のないときに助かったの声が寄せられています。

平成27年度には季節労働者の雇用対策事業として補正予算が組まれましたが、請負業者が冬期間の事業として実施したもので、季節労働者で希望する人が誰でも応募し就労できるものではありませんでした。

大樹町、幕別町、士幌町など、管内の多くの自治体では、毎年、季節労働者の冬期間の生活を支援する事業として、支障木伐採処理、街路・公共施設等清掃業務、町有地雑木伐採事業、町有建物解体工事等を実施し、大変喜ばれています。先進市町村の事業実施状況を参考にし、冬期間失業を余儀なくされている季節労働者のための仕事づくりに力を入れるべきではないでしょうか。町長の答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁、村瀬町長。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

国民健康保険の都道府県化の課題についてであります。

この国民健康保険制度につきましては、平成30年度より北海道が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等に中心的な役割を担っていきます。

また、広尾町は引き続き地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を行ってまいります。

北海道国民健康保険運営方針につきましては、解消、削減すべき赤字につきまして、目標年次を定め、計画的な解消、削減を図ることとされております。国保会計の運営は、必要な支出を保険税や公費負担などで賄い、単年度の収支を均衡させることが原則であることなどの理由によるものであります。現在、広尾町を含め、177市町村のうち、57の市町村で赤字解消計画を策定することになります。

8月29日に開催されました第3回納付金の仮算定結果説明会におきまして、1人当たりで比較した現行保険税、これは赤字繰入金を全て保険税で賄ったもので比較をされますと、標準保険税率での保険税の伸び率が示されたところであります。177の市町村のうち、保険税が伸びた市町村が56、下がった市町村が121でありまして、広尾町の伸び率は1%でありました。管内では、伸びた市町村が13、下がった市町村が6でありました。

北海道につきましては、激変緩和について1人当たりで比較して、保険税が前年度対比2%を超えないこと、6年間で13%程度の伸び率におさめることを基本としております。13%以上伸びる市町村については、激変緩和期間の終了後、対応策を検討しているところであります。広尾町の伸び率は1%で、激変緩和の対象とならなかったものであります。

国保事業につきましては、構造的な課題を抱え、根本的な改革が急務とされてきたところであります。今後、北海道が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図るものであります。一般会計の繰り入れに係る法定繰り入れ、それから施策等に係る法定外の繰り入れにつきましては、引き続き行っていくものであります。しかし、本来、保険税で賄われるべき赤字分について、北海道の方針、本町の行政改革の観点から解消、削減しようとするものであ

ります。国庫負担につきまして、北海道、北海道市長会、北海道町村会、北海道国民健康保険連合会の4団体の連名により、財源確保に関する要請を行っているところであります。引き続き、財源等の拡充につきまして、要請していくことが重要と考えております。

今後のスケジュール等についてのご質問もありました。11月ごろに本算定が示される予定であります。この本算定を受けまして、本町での保険税率の決定等々について議員各位に説明と協議をさせていただき、年明け早々に、先ほど議員がおっしゃったスケジュールに基づきまして、それぞれの手続をしていきたいというふうを考えているところであります。

次、2点目の季節労働者の冬期間の仕事づくりについてであります。

この季節労働者の雇用環境につきましては、年々厳しさを増して、雇用と生活、苦しいものと察しているところであります。平成19年度から通年雇用化に向けて通年雇用促進支援事業を推進しておりますけれども、建設業関係では期待するほどの通年雇用化の実績がなく、他の産業への転職もさらに厳しいものがあります。

本町といたしましては、冬期間の雇用と生活の安定を図るため、平成20年度、平成23年度には明渠排水の雑木処理、平成27年には旧職業訓練センター解体撤去工事、旧陶芸棟解体撤去工事、28年度には旧かもめ児童会施設の解体撤去工事を実施してきたところであります。今年度につきましては、今回の補正予算で議決をいただきました豊似公民館解体撤去工事を、冬期間の生活の安定と雇用を確保する事業として位置づけているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） まず、1点目の国保の都道府県化の関係ですけれども、今、説明がありましたけれども、後ほどで結構ですから、その試算額がどういうふうになっているかというのを、ただ言葉で聞いただけではほかの議員もわからないと思いますので、ぜひ資料として提出していただきたいことと、それから道の運営方針も決定されたということなのですから、これも後ほどで結構ですが、議会にも提出をしていただいて、きちんと了解した上で次のステップに進んでいくというふうにしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

それと、道が運営方針を決めるときに、町として要望ですとか意見ですとか出したのかどうかということについて、お答えをお願いします。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず、要望の関係でありますけれども、第1回目、新聞報道をされて驚いたわけではありますが、その後、十勝町村会としても強く要望をしたところでございますし、南十勝としても歩調を合わせながら北海道にそれぞれ要望活動したところであります。そういったことを受けまして、北海道としても2回、3回と仮算定を重ねてきたところでございます。

また、資料の提供であります、まだ途中での経過等でありますけれども、どのような資料が適当なのかちょっと検討させていただいて、提出をさせていただければというふうに思っております。なかなか決まっていな段階での資料の提出でありますから、十分協議をさせていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 道のほうでも、それから国のほうでも、激変緩和の措置をとるというふうには言っていますけれども、6年以内の解消を目途としているということで、1次の質問でも言いましたけれども、6年間で国保の加入者の所得が上がるのですとか、健康状態がよくなって病院にかかる必要がなくなるということは考えづらいことだと思うのです。

それで、公的医療保険で比較をしてみましたら、市町村国保というのは協会けんぽや組合健保、それから共済組合、後期高齢者医療で、ほかの医療保険と比べて一番加入者が多いのが国保なのです。それで、所得に対する負担の率というのが、協会けんぽは6.2%で、組合健保は4.6%、共済組合4.7%、後期高齢者7.9%に対して国保は9.1%と、所得に対する負担の率というのが今でも一番高いのです。

ですから、国保は国民皆保険実現のためにできたわけですが、低所得者が多いこと、これは国も初めから承知をしていたことなのです。協会けんぽや組合健保は企業負担というものがありますけれども、国保にはそれが無いからということで国が財政保証してきた、そういう経過があるのですが、その国の負担をどんどん減らされてきたから、町村でも一般会計からの繰り入れを必要に迫られてやってきたという経過があると思うのですよ。だから、国保の構造的な矛盾というか、財政力が大変厳しい中で運営しなければならないというものがあると思うので、単純に6年以内に激変緩和をやめますよと言われても、ああ、そうですかとは言えないのではないかと思います、町長はその点についてはどのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） やはり根本的な解決というのは、議員が今おっしゃったように、国民皆保険、これはやはり趣旨を十分国も理解をする必要があるのだというふうに思っているところであります、この国庫負担、先ほど申し上げましたように、あらゆる関係団体、連名で国に要望しているところであります。

しかし、赤字補填分について、やっぱり国が十分な補填がないままの状況においては、各自治体が、各保険者が赤字補填を行ってきたという実態があります。本町においても、法定ですとか政策でやっている以外についての赤字部分、本来はそれぞれの受益者が負担をしなければならないところを一般会計で補っているところであります。このところについては、本町、財政改革、今、行っているのですが、我慢して我慢して一般会計で繰り入れて、被保険者に求めてこなかったという

ところがあって、そこがやっぱり今、財政が逼迫している要因にもなっているところでもあります。このところは、やはり何とか解決をしていかなければならないという考え方も十二分に私たち持っているところでありまして、何とかこの赤字解消分については、この都道府県化に向けてぜひ解決していきたいというふうに思っているところでもありますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） やむを得ず一般会計から繰り入れしているということは、私たちもよくわかりますが、ただ、先ほども言いましたように、所得の低い人がやっぱり多く加入している国保ですから、国が本来はきちんと負担すべきなのですが、それをしていないという中で、全部それが保険にかけられると、これまた大変なことが、混乱が生じると私は思います。

法定外繰り入れを禁止することも法的にはできないということ、これもはっきりしていますので、やはり国のレベルでは保険料負担軽減のための法定外繰り入れは、決算補填の繰入金として解消すべきものとされていますけれども、公費負担の水準によっては法定外繰り入れが解消できない場合もあるのだということを、国に対してもやっぱりきちんと主張し続けていくことが必要ではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） この赤字補填解消については、現在、都道府県化に向けて北海道のほうから強く指導がされているところでもあります。

今後、計画的に解消すべき計画書を提出しなければならない、そんな状態になっているところでありまして、その計画の提出を求められているところでもあります。

本町といたしましても、すぐ解決というのは無理でありまして、段階的に一定の年度をもって解消するという、今、方向で考えているところでもあります。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） さっきも言いましたけれども、国保の保険料というのは負担が重いということはおもうはっきりしていますし、これ以上の負担増というのは避けるべきだというふうに考えます。

これも国から強く指導されているということでしたけれども、これはやっぱり国、道にしっかり物を言う、財政負担を国に対してしっかり求めるということで、最後まで町長には頑張ってもらいたいと、そここのところが崩れたら、結局、高い保険料になって、ますます今まで以上に徴収を強化しないとならないと、もしくは医療費を減らさないということではおもうはっきりしていると思うのです。

必要外の医療を受けるということは、これはもちろん論外ですけれども、やっぱり年を重ねるご

とにいろいろな病気になる方も出てきますから、それはそれとして必要だからこの国保制度というものがあつたわけですから、やはりこの都道府県化になつて国保がこの先どうなるのかというのは、非常にみんなが心配しているところなのです。

町民の中でも、これ以上負担が増えたら払つていけないと、どうすればいいのというような、そういう疑問も既に出されています。ですから、直近になつて保険料がこれだけ上がりますとか、そういうことを言われても、町民が本当に納得してもらえるのかということは、私は非常に疑問を感じるのです。ですから、きちんと周知するそういう時間も必要ですし、どういう方法でわかつていただくのかということも大事なことでないかと思いますが、町長はどのようにお考えですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） スケジュール的に、法律的に来年の4月実施というのはもう決まつておりますから、それに向けてしっかりと住民説明を進めていきたいというふうに思つております。しかしながら、いまだに、11月ということでもありますから、本算定で大枠が見えるという、そんなスケジュールになつているところであります。しっかりとその時点で住民に説明をしながら進めていきたいなというふうに思つているところであります。

ただ、一般赤字の分の繰り入れについては、来年度からすぐ全部赤字解消できるかといつたらできないわけでありまして、そこは広尾町も行政改革の年度に合わせて、5年かけて、やはり一般会計から繰り入れをしながら、住民の負担が一気に来ないように段階的に解消するという方策を進めていきたいなというふうに思つているところであります。

先ほど、激変緩和が認められたところは国からお金が来るのですね、だから財政負担がなくつていいのですが、広尾町は赤字分を一般会計で入れているものですから、入れてカウントをすると伸びが1%になってしまうので、激変緩和できない町村になつているところであります。そこは、非常に財政厳しいのですが、一般会計から繰り入れて段階的にやっぱり解消するという、そんな処置も講じなければならないのかなというふうに、今、考えているところであります。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 今の最後の部分ですけれども、これ以上保険料を上げられないからということで、一般会計から繰り入れしている自治体というのはたくさんあると思うのです。ですから、国や道に対してもそういう実態を、幾つもあると思いますから、そういう自治体できちんとやっぱり声を上げていかなかつたらならないと私は思うのです。国や道が言われるからということで仕方がないなと町長が思つてしまつたら、誰も表に立つて頑張つていけなくなりますから、やはり実態は実態として、これだけ大変なのだということをきちんと説明をしていくべきではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 引き続き、財源等の拡充については、しっかり声を上げていきたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時48分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手） 季節労働者の冬期間の仕事づくりの関係で、町長は、さきに補正予算に出されました豊似の公民館の解体の工事を充てるのだという今のお答えでしたけれども、実は平成27年度にも季節労働者の雇用対策をやるべきだというふうに質問しましたら、いや、補正予算で解体工事を組みましたということでした。でも、実際に行われたのは、請負業者が冬期間の事業として実施したということで、季節労働者の方、働きたいという方に公募をしたわけでもなければ、その請け負った企業に対して冬の仕事をつくりましたよということだったと思うのです。その後にも季節労働者の方から、いや、今年冬期間の仕事をつくってもらえるということで期待していたのだけれども、何か工事終わってしまったよというようなことで、ちょっと周知の仕方ですとか、公募ということは頭からなかったのではないかと思うのです、発想の中にね。

そのときの工事と今回の公民館の解体のやり方といいますか、今年のこの補正予算は季節労働者一般に公募もして、働きたいという方を雇い入れると、そういう形態を考えているのか、それとも平成27年度に実施したときと同じようなやり方を考えているのか、お答えを下さい。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 実施の方法でありますけれども、議員おっしゃったとおり、公募しながらというところ、一度、明渠の雑木処理のときにはそういう形をとらせていただきましたけれども、企業に、建設会社に発注するとなると、なかなかそういった手法がとりづらいというところがございます。

今回につきましても、冬に発注をするというところでご理解をいただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 11番、旗手恵子議員。

1、11番（旗手）　　ということであれば、ちょっと私たちがいつも季節労働者の冬の仕事をつくるべきではないかということで質問していることは趣旨が変わってくると思うのです。確かに、請負業者になったところで働いている方は冬の間には仕事ができると、失業の期間がちょっと延びるといいますか、働く期間が延びるということにはなると思うのですけれども、雇用保険で一冬を越さなければならぬ、そういう季節労働者に対しての仕事づくりということでは、範囲がごく限られたものになるのではないかなと思うのですよね。その点については、町長、どのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田）　　村瀬町長。

1、町長（村瀬）　　この関係につきましては、もう前から質問を受けているところでありまして、国の制度が終わったときに代替として、その受け皿として何年かをその対策を講じたわけでありまして、なかなか冬に工事をすること自体、北海道では大変非効率的でありまして大変な状況にあります。いろんな町村でも取り組んでいるのですけれども、枝払いとか、それから明渠の雑木処理等々については可能性があるのですけれども、そういった形でいろんなところを工夫しているのですけれども、本町に当たってはなかなかそういう現場も、一度取り組みましたけれども、なかなかないという現状にあります。ですから、少しでも工夫をしながら、冬期間に工事が発注されれば少しでも受け皿ができるのではないかという考えのもとに発注をしているところでございます。

1、議長（堀田）　　旗手議員。

1、11番（旗手）　　今、提案された補正予算は、豊似の公民館の解体工事ということですが、町長、今おっしゃったように、ほかの自治体でもやはり季節労働者で冬の間は失業を余儀なくされていると、そういう人たちの少しでも助けになればということで、いろんな仕事を工夫しながらつくっているという実態があると思うのですよ。そういう事例を参考にして、ぜひ仕事づくりをしてほしいということを私たち要求しているわけですが、大変困難だと、困難だからこういう今年も豊似の公民館の解体の仕事をしましたということであれば、季節労働者全般にとっては、いや、自分たちのための仕事と言われてもそうではないよなということになると思うのです。やっぱり季節労働者の立場に立って工夫をするということをもう一度考え直してみる、そういうお考えはないでしょうか。

1、議長（堀田）　　村瀬町長。

1、町長（村瀬）　　もう一度、発注を受けた業者と、季節労働者の雇い入れ等について追加で可能

なのかどうか、いろんなこともあるのでしょうかけれども、そういったことの、会社として企業としてそういった趣旨を理解していただけるかどうか、発注側としても努力をしてみたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） 次に、12番、浜頭勝議員、登壇の上、発言を許します。

1、12番（浜頭） 平成18年度よりスタートした中高一貫教育も、平成28年3月で10年の節目を迎えました。「広尾の子どもは広尾で育てる」を合い言葉に、地域が一体となって生徒を育てているのが中高一貫教育の魅力だと思いますが、この10年間を振り返って、その成果と課題及び今後の展望についてお聞きします。

また、少子化などで減少傾向にある入学者数を増やし、安定した2間口確保は喫緊の課題と思いますが、今後の対策についてはどのように考えているのか、細かく3点ほどお聞きします。

1点目は、中学から高校の6年間を通じて一貫して取り組む教育活動のメリットはどのようなものがあるか。

2点目は、広尾町連携型中高一貫教育を継続するに当たっての課題や今後の展望について。

3点目は、連携中学から広尾高校への入学者増及び総体的な入学者増のためには、どのような取り組みが必要か。

以上、3点ほどお聞きします。

1、議長（堀田） 答弁。

笹原教育長、登壇願います。

1、教育長（笹原） 浜頭議員の大きく3点についてのご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目の中高一貫の6年間を通して取り組む教育活動のメリットについてでございます。

平成18年度よりスタートをした中高一貫教育も今年で12年目を迎えております。これまで各種取り組みをさせていただいておりますが、特には各教科にわたります中高の教員相互によります乗り入れ授業や、6年間を見通した学力の推移による分析、さらには各種模擬試験や進学や就職に有利な資格検定補助などにより、進学率や就職率の向上に努めてまいりました。また、中高合同の生徒会交流や部活動交流などを通して、学校活動の活性化や清掃活動や交通安全啓発活動による社会活動にも取り組んでまいりました。

この間、高校入試に合わせて一般共通問題に取り組む基礎学力テストでは、連携開始の平成18年度では全道平均を60点以上回っておりましたが、平成25年度以降は全道平均を上回る結果となっております。

次に、2点目の広尾町連携型中高一貫教育が今後も継続するための課題や今後の展望についてです。

広尾町にも例外なく少子化の波が押し寄せてきております。中高一貫教育をこれからも継続する

ためには、生徒数の確保が必須です。子どもたちが望む進路の実現や部活動の活性化など、中高一貫教育のさらなる進化が必要です。そのためには、これまで以上に生徒一人一人が自分たちの夢の実現に少しでも近づけられる、そんなような魅力のある高校づくりが求められております。

最後の3点目のご質問ですが、広尾中学校から広尾高校への総体的な進学増に向けた取り組みについてです。

これからも地元の中学生の広尾高校への進学率を高めるためには、1問目の質問でもお答えをいたしましたけれども、各種資格検定や模試の試験料、大手予備校の講習費等の補助に加え、遠距離や町外からの入学者に対する通学費補助、さらには本年度より、かねてから要望のありました高校生専用の下宿が、町内民間企業のご協力により、この秋には完成する予定と伺っております。このことにより、これまで以上に町外からの広尾高校への入学希望者が増えることを期待しております。

以上で答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 浜頭議員。

1、12番（浜頭） 1点目のよい点としてはいろいろあるというのは、今、教育長言われたことは本当にそうだなというのは思っておりますし、進学率や就職率が100だったり、ほぼ100に近い数字を毎年出しているというのは聞いておりますし……、今、資料を探しているのでもちょっと待ってください。

清掃活動なんか、町なかで中学生と高校生と一緒に袋を持ってごみ拾いをしているのを見ますし、あと広尾川の河口なんかでも一緒にやるのを見たことがありますし、頑張っているなと思っていましたし、年に何回かやる吹奏楽のほうでも、これはもう小中高ですよ。さらにはジャズスクールでしたか、町内の子どもたちが一緒にやったりもしますし、余談ではありますが、毎年、文化の日前後には三条高校の吹奏楽部の方たちが参加してくれて、合同で本当に素晴らしいものを見せてくれますので大変楽しみにしていますし、1点目のメリットはあると言う以外はないと思うので、もし教育長の答弁で今言われた以外に、ほかにもあるのだけれども、ちょっと答弁漏れしてしまったかなとか何かあれば、2回目お聞きします。

2点目の中高一貫の今後については、やはりそのときそのときの時代に合ったものというのか、教育長の答弁ですと進化ですか、それは必要だと思いますし、やはり生徒が中高一貫はよかったと思っただけのことが先輩から後輩に何かしらの形で伝わっていけば、継続は力なりと少しでもなるのかなと思っておりますが、答弁でもありましたが、中高一貫を始めた動機づけには多少、少なからずともやっぱり今後の少子化なんかを見越しての生徒数の確保もあったと思いますし、要は3点目に聞いた入学者とか進学者、これを増やすにはどうするかだと思うのですが、サブタイトルをつけるとすれば「全ては入学者増のために」とでもなるのですかね、まあそんなことはどうでもいいのですが。

現状としては、毎年40人いくかいかないかと、冷や冷やといいますが、とても安心できる状況にはないのですが、でも最低2間口確保は絶対条件になってきますから、それは教育関係者だけでは

なく、どこかでさっきも言っていました、高校存続対策協議会もありますし、まずは町民一丸となつての活動まで広げていかなければ、やっぱり本当今後は大変心配しているのですが。

何年前かは正確には忘れたのですが、もう一昔前ぐらいになるのですかね、地元進学率8割突破、中高一貫の成果あらわれるみたいな記事が某、十勝地方に毎日来る新聞に大きく出たこともありましたが、あの当時は8割突破で70人ぐらいまでいったような気もしますが、今は多分8割でも40人台か50人までいけばもう最高といたしますか、もうそのぐらいまで少子化が進んでいるので2間口確保は今の時代は本当に大変なのですが、答弁にもありましたように、そのためにいろいろやられているのですが、この努力は必ず報われるという世の中だといいいのですが、今の世の中必ずしもそうではないのがつらいところで、一生懸命やっているのですよね、教育関係のいろいろな催し物などでも、教育長をはじめ職員の方々にも本当によく会いますし、みんな本当やる気はあるけれどもどうすればいいかが難しいというのですかね、何か特効薬がないわけですから、漢方薬のようにじわじわでもいいから少しずつでも効果が出てくればいいのですが。

ただ、今年は、先ほどご答弁でもありましたように、遠距離から来る生徒のために下宿を建ててくださっている方もおられますし、本当にありがたいですよね。そのような方々のためにも高校存続のために頑張らないといけないわけで。

長々いろいろ言いましたが、それはやっぱりこの町に高校が必要だからという、この1点に尽きるのですが、なぜこの町に高校が必要かといえば、それは先日の8月19日の第2回未来塾の講師で来た藤岡先生が講演した内容が全てだと思いますし、私がこの場でそのまま話せば大変すばらしいのですが、もう、ちょっと忘れました。忘れても資料はいただいておりますので、ちらっと資料から引用しますと、「学校がなくなり、人口が半減した町がある」とか、「今のペースで公立高校の統廃合が進むと、もう10年後には6校から7校に1校はなくなる計算」とか、大変厳しいことがたくさん書いてありましたが、「高校を存続ではなく魅力化」なのだと、「存続だけを目指すとは存続しない」とありますし、私の走り書きには「ピンチはチャンス」とか「田舎は最高の教材」とありますが、もちろんこの講演は教育長も来ていましたし、たしか最後、挨拶しておられましたので、私よりわかっていると思うのですが、先ほどいろいろ答弁いただきましたが、その答弁をいただいた以外だったり、この藤岡先生の講演を聞いた上でもいいのですが、本当できるできないはいいので、できないことでもいいのですが、入学者増のために考えていることがあれば、再度お聞きします。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

1点目のほかにも教育活動のメリットがあればというご質問でございます。

これまでの取り組みにより進学率や就職率の向上が図られてきておりますけれども、中高合同によります取り組みとして、先ほども少し触れました町内での清掃活動に加えまして、高校生が中学生に広尾高校の魅力伝える語り場というようなことも行っております。こうした異年齢間の交流を通しまして、中1ギャップですとか、あるいは高1クライシスと言われるような、入学時でのそ

ういった不安の解消、そういったこと、さらには地元への愛着心が醸成されているのではないかなというふうに思っております。

あと、2点目につきましては、先ほどの浜頭議員の質問にもありましたように、広尾高校がさらに魅力ある学校へと進化することが、これはもう当然必要でございます。

さらに、これもご質問にありました、過日の広尾高校の体育館にて、ひろお未来塾によります未来づくり講演会が開催をされ、当日は広尾高校の土曜授業とあわせまして、広尾高校の生徒全員がその講演会に参加もされております。また、一般公開講座ということで、一般町民の方々と議員さんにも一緒に参加をいただいたところでございます。

講師の藤岡慎二氏は、知る人ぞ知る、島根県の海士町の島根県立隠岐島前高校を離島による過疎と、それとさらには少子化で統廃合寸前の状態から、高校魅力化プロジェクト、その一員として参画をしまして、見事、過疎の町と地元の高校を復活させた、そういうみずからの事例を中心に紹介をされました。

そして、現在、ひろお未来塾の2期生には、広尾高校の生徒が3名メンバーに入っております。まちづくりへの、高校生がそういう参画をしていただくということ、本当に自分たちの町と自分たちの高校の活性化に向けて、いろんなアイデアを出し合い議論をするということは大変有意義であり、すばらしいことだなというふうにも思っております。これからも、皆さんと一緒に海士町のような、そんなまちづくりと連動した広尾高校の魅力化に向けた取り組みが最重要課題だというふうに思っております。

それでは、最後の3点目でございます。さらなる進学者増に向けてのご質問でございます。

町としましては、今後も、先ほど出ました町長を会長として設置しております広尾高等学校存続協議会を中心に、中等教育の維持向上と教育の機会均等々の観点から、高校存続に向けた要請や、これまでのような署名活動等々、町を挙げての支援協議も今後行ってまいりたいと思っております。

また、広尾高校への、広尾町の大きな9つの支援についてのカラー刷りのチラシを、今年も南十勝を中心に襟裳地域まで新聞折り込みで周知を図ってまいりたいと思っております。

加えて、過日、広尾高校では、高校生下宿の建設を踏まえ、えりも町及び様似町の各中学校へ、広尾高校の取り組みや各種支援制度についてのPRなどもさせていただいているところでございます。

以上で、2次質問の答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 浜頭議員。

1、12番（浜頭） 本当に今いろいろ言っておりましたけれども、だから入ってもらえれば広尾高校のすばらしさというのはわかってもらえるのですが、その前ですよ、何とか願書を出すときに広尾高校と書いていただけるようにならないとやっぱりだめなのであれですが、やはり一遍にこれだというようなものはなかなかないので、ご答弁にもありましたように、できることを一生懸

命やっていくということは大事なことだと思いますし、そのとおりだとは思っておりますし。

きょう、タイムリーといいますか、これ某北海道新聞によくある記事の中で、「小規模高校の再編基準緩和」と大きな見出しで出ていましたが、いわゆる地域キャンパス校なのですが、広尾高校はここに行く前の段階で今頑張っているのですが、直接は関係ないのですが、でも、やはり少子化の中で今後に向けて情報収集だったり調査研究は必要だと思いますし、記事にいろいろ書いてありますが、最後のほうに何とかという方がよいことを言っているのです、参考程度にちょっと引用しますと、「当面は高校存続に向けた見通しが立ったとする一方で、少子化はとまらない。高校の位置づけも含め、学ぶ場所をどう確保していくかが大切。これまで以上に地域の工夫と努力が問われると指摘している」と、こう載っているのですが、本当にそうだなと思ったものですから、ちょっと参考程度に引用しましたが、やはり工夫と努力なのですかね。

広尾高校も学校ですから、先生の異動は必ずあると思いますし、今年は校長先生がかわったのですかね。個人的なことを余り言てはいけないのですが、4月23日でしたか、だから多分赴任されてすぐだと思いますが、高校からご案内ありまして公開授業に行きまして、校長先生の案内のもと教育長と一緒に授業を拝見しましたが、やっぱりやる気なんかを感じるのですよね。そうすると応援したくなりますし、逆に吹奏楽のほうでは専門的な方が鉦路のほうに行かれたということで、ちょっととかなんていうことも聞いたような聞かなかったような気がしますが、なかなか全部うまくいくなんていうことはこの世の中にはないのですが、やはり広尾町としてみんなで頑張るということになれば、今、管内でも少しずつ増えてきたコミュニティ・スクールというのがあるのですけれども、コミュニティ・スクールの検討なんかにも必要とは思いますが、上土幌町と浦幌町が既にやっているのですが、そして中札内、足寄、土幌、芽室、本別とだんだん増えていくような感じなのですが、これなんか少しは高校存続に向けて力にはなると思います、そのような考えはあるのかを聞いて、これで終わります。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 今お話しいただきましたように、本当に浜頭議員さんには、特に広尾高校のいろいろな学校活動には積極的にご参加をいただいておりますことを心よりお礼を申し上げたいと思います。

そこで、ただいまご質問のありましたコミュニティ・スクールの関係でございます。

このことにつきましては、これは学校運営協議会とも言われております。本年度の町の教育行政執行方針の中でも少し触れさせていただいておりますけれども、全国的にも児童生徒の減少により、学校・学級規模というのが本当に年々小さくなってきているわけでございます。しかし、反面、学校が果たす役割というのは、社会的要求あるいはそういったものが非常に逆に高まってきている状況でございます。こうしたことを踏まえまして、学校に求められていることを地域や保護者の皆さんと協力をしていただき、地域の人と目標を共有した上で、地域と一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりを目指そうという、そういった取り組みでございます。そうしたこと

は、今、議員さんのお話にもありましたように、小中学校に限らず、これからのそういった高校の存続に向けましても、非常に効果のある取り組みだというふうに思っております。

現在、このコミュニティ・スクールの実施に向けまして、内部でいろいろ準備もさせていただいているところでございます。また、具現化したときには、ぜひご相談もさせていただきたいというふうに思っております。

今後におきましては、こうしたことに加えまして、これまでご質問にありました、中高一貫教育のさらなる充実、発展と、広尾高校の存続に向けまして、皆さんとともに取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全て終了しました。

明日13日と明後日14日は、議事の都合により休会とし、15日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時31分